

平成21年12月 2日

担当課	廃棄物対策課
内線番号	2371～2373
直通番号	095-895-2373
担当者	山田、原

産業廃棄物処理業者の行政処分（許可取消し）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 所在地 長崎県五島市東浜町一丁目20番13号
(2) 氏名 株式会社 今村組 代表取締役 今村 儀男

2 処分の内容

産業廃棄物処理業（収集運搬業）許可の取消し

3 処分年月日

平成21年11月30日

4 処分の理由

上記法人の発行済株式総数100分の5以上の株式を有する者が、法第14条第5項第2号二（同号イによる法第7条第5項第4号ハ）の規定に該当し、第14条の3の2第1項1号に該当するに至ったため。

〈参考〉根拠法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） 該当部分

○許可取消処分に係る条項

・第14条の3の2第1項

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

・第14条第5項

都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

・第7条第5項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者